

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（1号機原子炉建屋大型カバーの設置等）に係る面談
2. 日時：令和4年5月24日（火）10時00分～11時55分
3. 場所：原子力規制庁18階会議室
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

新井安全審査官、高木技術参与

審査グループ 地震・津波審査部門

江寄企画調査官、三浦主任安全審査官

検査グループ 専門検査部門

川下企画調査官

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所 担当7名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（1号機原子炉建屋大型カバーの設置等）について、資料に基づき、主に以下の説明があった。
 - 原子炉建屋の外壁調査計画（ひび割れ発生要因の推定）
 - 大型カバーの設置に向けた工程
 - 1号機大型カバーの耐震クラスの設定について
 - Ss900による大型カバーの評価について
 - 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、
 - 1号機大型カバーの耐震クラスの設定について
 - ✓ 引き続き、昨年9月8日の第30回原子力規制委員会で示した地震動とその適用の考え方にに基づき、大型カバー（その附帯設備を含む。）の安全機能を整理した上で、耐震クラスを設定するとともに、供用期間、波及的影響等を踏まえて適用する地震動を設定するまでの考え方を説明すること
 - Ss900による大型カバーの評価について
 - ✓ アンカーボルトの検定において、せん断耐力を0.75倍で制限せず、1.0倍まで有効であるという解析した場合に、引張力がミーゼスの降伏曲線を超える状況がないことを説明すること。
 - ✓ アンカー実験のせん断剛性を初期剛性としたケースに関するパラスタを実施した結果、検定箇所がベースケースと異なるものとなっていることから、大型カバー全体の応答への影響がないことを最大変形角等から説明すること。
 - その他
 - ✓ 措置を講ずべき事項のうち地震に関する項目以外のものに対する適合方針について、大型カバーの特徴を踏まえて具体的に説明すること。
- 等を求めた。

6. 資料

- 1号機燃料取り出し用カバーのうち大型カバーの設置について
- 添付資料3 1号機大型カバーのSs900による評価方針と耐震クラス設定に

ついて

- 添付資料5 Ss900 による大型カバーの評価について